



# 茨城県報

第 2260 号

平成23年2月24日

木曜日

## 目 次

規 則	ページ
( 公 安 委 員 会 )	
●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
●地域森林計画の変更(林政課)	4
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	5
●道路の供用の開始(3件)(道路維持課)	6
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課)	7
●事業計画の変更の認可(下水道課)	7
●特定計量器定期検査を行う区域、期日及び場所(計量検定所)	7
●土地改良事業の認可(農林事務所)	9
●土地改良事業に対する同意(2件)(農林事務所)	9
( 収 用 委 員 会 )	
●収用及び使用の裁決手続の開始の決定	10
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告(生活文化課)	21
●こども福祉医療センター新施設の事業者の公募について(障害福祉課)	21
●都市計画の図書の縦覧(7件)(都市計画課)	23
●指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示(建築指導課)	25
●平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行(建築指導課)	25
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)	27
●軽油引取税に係る免税証の無効(県税事務所)	28
( 教 育 長 )	
●入札公告	29
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示(2件)	33
正 誤	
●平成21年6月11日付け茨城県報第2086号中	43

# 規 則

( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会規則第 1 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 2 月24日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成21年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 水戸の部茨城地区交番の項中「下師土」を「下土師」に、「南川又、南栗崎、谷田部、前田」を「前田、南川又、南栗崎、谷田部」に改め、同表笠間の部友部地区交番の項中「友部地区交番」を「友部駅前交番」に改め、同表ひたちなか西の部馬渡交番の項中「三反田、馬渡」を「前浜、馬渡、三反田」に改め、同表大宮の部東富町交番の項中「南町」の次に「宮の郷」を加え、同表日立の部十王駅前交番の項中「日立市川尻町」を「日立市砂沢町、折笠町、折笠町一丁目、川尻町」に改め、「十王町友部東四丁目まで」の次に「十王町山部」を加え、同部日高交番の項中「折笠町、折笠町一丁目」及び「砂沢町」を削り、同表高萩の部大津地区交番の項中「北茨城市大津町五浦一丁目から」を「北茨城市大津町、大津町五浦一丁目から」に改め、同表鹿嶋の部宮中交番の項を次のように改める。

宮中交番	鹿嶋市宮中三丁目	鹿嶋市粟生、明石、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、泉川、大船津、下津、神野一丁目から神野四丁目まで、木滝、木滝佐田下塙谷原入会、木滝佐田谷原入会、宮中、宮中一丁目から宮中八丁目まで、国末、厨一丁目から厨五丁目まで、小宮作、佐田、猿田、清水、下塙、城山一丁目、城山二丁目、城山四丁目、神向寺、新浜、須賀、高天原一丁目、高天原二丁目、田野辺、田谷、爪木、長栖、沼尾、根三田、鉢形、鉢形台一丁目から鉢形台三丁目まで、光、平井、平井南、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで、港ヶ丘、港ヶ丘一丁目、港ヶ丘二丁目、宮下一丁目から宮下五丁目まで、宮津台、山之上、谷原、鰐川 神栖市光
------	----------	---

別表第 1 牛久の部阿見地区交番の項中「中央八丁目まで」の次に「中郷二丁目、中郷三丁目」を、「南平台三丁目まで」の次に「西郷三丁目」を加え、同表石岡の部小川地区交番の項中「小美玉市中延」を「小美玉市小川」に改め、同表つくば中央の部つくば駅前交番の項中「天王台三丁目まで」の次に「花園」を加え、同表筑西の部下館駅前交番の項中「稲野辺」の次に「大塚」を、「金丸」の次に「上川中子」を、「川澄」の次に「川連」を、「小林」の次に「島」を、「塚原」の次に「徳持」を、「中館」の次に「成田」を、「二木成」の次に「西石田」を、「西谷貝」の次に「西榎生、野田、東榎生、深見」を、「みどり町二丁目」の次に「茂田」を、「横島」の次に「榎生一丁目、蕨」を加える。

別表第 2 水戸の部飯富駐在所の項の次に次のように加える。

大串駐在所	水戸市大串町	水戸市秋成町, 大串町, 大場町, 川又町, 小泉町, 塩崎町, 島田町, 下入野町, 下大野町, 東前町, 東前二丁目, 東前三丁目, 平戸町, 森戸町
-------	--------	---

別表第 2 水戸の部小泉駐在所の項及び東前駐在所の項を削り, 同表日立の部高原駐在所の項中「, 十王町友部 (十王団地), 十王町山部」を削り, 同表鉾田の部荒地駐在所の項中「勝下新田」を「柏熊新田, 勝下, 勝下新田」に改め, 「沢尻」の次に「, 鹿田」を, 「下太田」の次に「, 滝浜, 田崎」を, 「玉田」の次に「, 造谷, 常磐, 冷水, 箕輪, 樺山, 湯坪」を加え, 同部造谷駐在所の項及び樺山駐在所の項を削り, 同表稲敷の部伊佐部駐在所の項中「上須田 (新川を除く。), 釜井」を「市崎, 釜井, 上須田 (新川を除く。), 幸田, 清水」に改め, 「下須田」の次に「, 新橋, 中島, 東大沼, 福田, 町田, 光葉, 脇川」を加え, 同部福田駐在所の項及び安中駐在所の項を削り, 同部木原駐在所の項中「美浦村受領 (余郷を除く。)」を「美浦村受領, 牛込, 大須賀津, 太田, 大塚, 大谷, 大山, 木」に改め, 「郷中」の次に「, 山王, 定光, 土浦, 中野内, 根火, 根本, 花見塚」を, 「舟子」の次に「, 堀田, 馬掛, 間野, 馬見山」を, 「みどり台」の次に「, 見晴」を加え, 「宮地 (宮地を除く。)」を「宮地, 本橋」に改め, 「茂呂」の次に「, 八井田, 谷中, 山内, 余郷入」を加え, 同表石岡の部恋瀬駐在所の項の次に次のように加える。

城南駐在所	石岡市三村	石岡市石川, 井関, 北根本, 高浜, 中津川, 東田中, 三村
-------	-------	----------------------------------

別表第 2 石岡の部関川駐在所の項及び高浜駐在所の項を削り, 同表つくば中央の部島名駐在所の項を削り, 同部豊里駐在所の項の次に次のように加える。

万博記念公園 駅前駐在所	つくば市島名	つくば市鬼ヶ窪, 面野井, 上河原崎, 上河原崎下河原崎入会地, 島名, 下河原崎, 下別府, 高須賀, 高田, 高良田, 中別府, 鍋沼新田, 真瀬, 水堀, 御幸が丘
-----------------	--------	---

別表第 2 つくば中央の部真瀬駐在所の項を削り, 同表筑西の部小栗駐在所の項, 河内駐在所の項, 黒子駐在所の項及び関本駐在所の項を削り, 同部新治駐在所の項を次のように改める。

新治駐在所	筑西市新治	筑西市井出蛭沢, 大島, 小栗, 門井, 上星谷, 久地楽, 桑山, 三郷, 清水, 下郷谷, 下星谷, 知行, 新治, 蓮沼, 古郡, 細田, 向川澄, 谷永島, 柳, 八幡, 横塚, 蓬田
-------	-------	--

別表第 2 筑西の部新治駐在所の項の次に次のように加える。

藤ヶ谷駐在所	筑西市藤ヶ谷	筑西市板橋, 稲荷, 犬塚, 井上, 上野, 江, 梶内, 木戸, 黒子, 関館, 関本肥土, 関本上, 関本上中, 関本下, 関本中, 関本分中, 辻, 中村新田, 西保末, 花田, 花橋, 藤ヶ谷, 船玉, 舟生
--------	--------	--

別表第 2 筑西の部古里駐在所の項を削り, 同表結城の部上山川駐在所の項中「新堤中通り」を「新堤伸通り」に改め, 同部二本松駐在所の項中「善右衛門新田」を「善右エ門新田」に改め, 同表常総の部内守谷駐在所の項中「菅生町 (樽井, 下香及び大並)」を「大塚戸町, 坂手町, 菅生町, 豊岡町 (砂原及び浜)」に改め, 同部大生郷駐在所の項, 大輪駐在所の項, 坂手駐在所の項, 上蛇駐在所の項及び菅生駐在所の項を削り, 同部豊岡駐在所の項及び三妻駐在所の項を次のように改める。

豊岡駐在所	常総市豊岡町	常総市伊左衛門新田町, 大生郷新田町, 大生郷町, 大輪町, 五郎兵衛新田町, 笹塚新田町, 豊岡町 (砂原及び浜を除く。), 花鳥町, 羽生町, 横曾根新田町
三妻駐在所	常総市中妻町	常総市東町, 大崎町, 沖新田町, 川崎町, 十花町, 上蛇町, 中妻町, 福二町, 平町, 三坂新田町, 三坂町, 箕輪町

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1石岡の部小川地区交番の項の改正規定 平成23年3月1日
- (2) 別表第2筑西の部小栗駐在所の項を削る改正規定, 同表同部新治駐在所の項の改正規定及び同表同部古里駐在所の項を削る改正規定 平成23年3月2日
- (3) 別表第2筑西の部河内駐在所の項, 黒子駐在所の項及び関本駐在所の項を削る改正規定並びに同表同部に藤ヶ谷駐在所の項を加える改正規定 平成23年3月18日
- (4) 別表第2つくば中央の部島名駐在所の項を削る改正規定, 同表同部に万博記念公園駅前駐在所の項を加える改正規定並びに同表同部真瀬駐在所の項を削る改正規定 平成23年3月26日

~~~~~

---

告 示

---

茨城県告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき平成23年2月15日付けで次の森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき、公衆の縦覧に供することにより公表する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 森林計画区の名称

- (1) 八溝多賀森林計画区
- (2) 水戸那珂森林計画区
- (3) 霞ヶ浦森林計画区

2 縦覧場所

- (1) 八溝多賀森林計画区

茨城県農林水産部林政課及び県北農林事務所林務部門林業振興課

- (2) 水戸那珂森林計画区

茨城県農林水産部林政課及び県央農林事務所企画調整部門林業振興課

- (3) 霞ヶ浦森林計画区

茨城県農林水産部林政課, 県央農林事務所企画調整部門林業振興課, 鹿行農林事務所企画調整部門林業振興課, 県南農林事務所企画調整部門林業振興課及び県西農林事務所企画調整部門林業振興課

~~~~~

茨城県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成23年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下入野水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
水戸市元吉田町字宿2193番2から 水戸市元吉田町字塩海道864番6地先まで	旧 (A)	最大 30.0	865	
		最小 25.0		
	旧 (B)	最大 19.4	1,013	
		最小 4.6		
新 (B)	最大 30.0	865	旧道移管	
	最小 25.0			

茨城県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成23年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守谷藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
(イ) 取手市下高井1998番19から (ハ) 取手市下高井1936番2まで (ロ) 取手市下高井1991番3から (ハ) 取手市下高井1936番2まで	旧 (A)	最大 34.0	433	
		最小 13.0		
	旧 (B)	最大 35.0	450	
		最小 12.6		
(イ) 取手市下高井1998番19から (ハ) 取手市下高井1936番2まで	新 (A)	最大 37.7	433	迂回路撤去及び現道の区域修正
		最小 18.0		
(ハ) 取手市下高井1936番2から (ニ) 取手市下高井1488番1まで	旧 (C)	最大 21.4	262	
		最小 12.0		
	新 (D)	最大 31.8	353	区画整理に伴う新道設置
		最小 12.0		

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
(ニ) 取手市下高井1488番1から (ホ) 取手市下高井1676番10まで	(E)	最大 15.2	310	
		最小 13.0		
	(F)	最大 15.0	333	
		最小 12.6		
新 (E)	最大 14.1	310	迂回路撤去及び現道の区域修正	
最小 12.0				

## 茨城県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 293号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市山下町1185番5地先から  
常陸太田市山下町952番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年2月28日

## 茨城県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 守谷藤代線
- 2 供用開始の区間 取手市下高井1998番19から  
取手市下高井1588番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年2月28日

## 茨城県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 石岡田伏土浦線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市宍倉字馬場山3118番2から  
かすみがうら市宍倉字馬場山3090番4まで
- 3 供用開始の期日 平成23年2月28日

茨城県告示第214号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、日立市川尻観音前土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市川尻観音前土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内  
事 業 施 行 期 間 自 平成12年5月15日  
至 平成23年3月31日  
施 行 地 区 日立市川尻町5丁目の一部  
設 立 認 可 の 年 月 日 平成12年5月15日

2 変更認可の年月日 平成23年2月24日

茨城県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 小美玉市

2 都市計画事業の種類及び名称

小美玉都市計画下水道事業  
小美玉市公共下水道

3 事業施行期間 平成元年2月9日から

平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成17年茨城県告示第702号、平成18年茨城県告示第204号、平成18年茨城県告示第232号、平成19年茨城県告示第1129号、平成21年茨城県告示第1367号の事業地に、小美玉市小川字新堀及び字布袋久保並びに川戸字馬場及び字広岡並びに野田字池ノ上、字サギ沼平、字サギ沼、字御用山、字大三角、字カウチタ及び字中道並びに田木谷字鳥下及び字大川内並びに上玉里字中台及び字石橋の各一部の区域を加える。

茨城県告示第216号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成23年2月24日

茨城県計量検定所長 丸 山 幸 春

## 1 対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 検査を行う区域, 期日及び場所

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
桜川市	平成23年4月21日から 平成23年4月22日まで	桜川市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
笠間市	平成23年4月25日から 平成23年4月27日まで	笠間市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
ひたちなか市	平成23年5月18日から 平成23年5月20日まで	ひたちなか市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
東海村	平成23年5月23日から 平成23年5月26日まで	東海村臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
那珂市	平成23年6月13日から 平成23年6月17日まで	那珂市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
常陸大宮市	平成23年6月20日から 平成23年6月22日まで	常陸大宮市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
東海村	平成23年6月23日から 平成23年6月24日まで	東海村臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
那珂市	平成23年7月14日から 平成23年7月15日まで	那珂市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
常陸大宮市	平成23年7月19日から 平成23年7月20日まで	常陸大宮市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
常陸大宮市	平成23年7月21日から 平成23年7月22日まで	常陸大宮市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
小美玉市	平成23年7月25日から 平成23年7月28日まで	小美玉市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
筑西市	平成23年8月24日から 平成23年8月26日まで	筑西市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
	平成23年9月9日	
筑西市	平成23年9月12日から 平成23年9月16日まで	筑西市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
筑西市	平成23年9月20日から 平成23年9月22日まで	筑西市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
牛久市	平成23年9月26日から 平成23年9月27日まで	牛久市臨時計量検査所
つくばみらい市	平成23年9月26日から 平成23年9月27日まで	つくばみらい市臨時計量検査所
取手市	平成23年10月17日から 平成23年10月18日まで	取手市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
取手市	平成23年10月19日から 平成23年10月21日まで	取手市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
取手市	平成23年10月24日	取手市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
守谷市	平成23年10月25日から 平成23年10月26日まで	守谷市臨時計量検査所
利根町	平成23年10月25日から 平成23年10月26日まで	利根町臨時計量検査所
下妻市	平成23年11月15日	下妻市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
下妻市	平成23年11月16日から 平成23年11月18日まで	下妻市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	
下妻市	平成23年11月21日から 平成23年11月22日まで	下妻市臨時計量検査所
	(10時30分から 15時00分まで)	

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
結 城 市	平成23年11月24日から (10時30分から) 平成23年11月25日まで (15時00分まで)	結 城 市 臨 時 計 量 検 査 所
	平成23年11月28日から (10時30分から) 平成23年11月29日まで (15時00分まで)	
古 河 市	平成23年12月8日から (10時30分から) 平成23年12月9日まで (15時00分まで)	古 河 市 臨 時 計 量 検 査 所
	平成23年12月12日から (10時30分から) 平成23年12月15日まで (15時00分まで)	
かすみがうら市	平成24年1月19日から (10時30分から) 平成24年1月20日まで (15時00分まで)	かすみがうら市臨時計量検査所
	平成24年1月23日から (10時30分から) 平成24年1月24日まで (15時00分まで)	
潮 来 市	平成24年1月25日から (10時30分から) 平成24年1月27日まで (15時00分まで)	潮 来 市 臨 時 計 量 検 査 所
行 方 市	平成24年2月20日から (10時30分から) 平成24年2月23日まで (15時00分まで)	行 方 市 臨 時 計 量 検 査 所
上記市町村及び ひょう量250kg を超えるはかり を使用する高萩 市、北茨城市、 鹿嶋市、稲敷市 美浦村、阿見町 河内町	平成23年4月1日から (10時30分から) 平成24年3月31日まで (15時00分まで) (ただし、土、日、祝日を除く)	特定計量器検定検査規則第39条 に規定する特定計量器の所在の 場所及び茨城県指定期検査機 関社団法人茨城県計量協会

3 検査を実施する指定期検査機関の名称

社団法人 茨城県計量協会

茨城県告示第217号

岡堰土地改良区から平成22年11月9日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）岡堰地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により平成23年2月3日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年2月24日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

茨城県告示第218号

大洗町から平成22年10月25日付けで協議のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）神山地区（剣崎）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、平成23年2月9日付けで同意した。

平成23年2月24日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

茨城県告示第219号

平成22年11月26日付けで常陸太田市市長から協議のあった、大内谷津西地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・

山間急傾斜地帯型・かんがい排水)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成23年2月10日付けで同意した。

平成23年2月24日

茨城県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

~~~~~  
(収 用 委 員 会)

**茨城県収用委員会告示第1号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年2月24日

茨城県収用委員会

会 長 松 崎 保 元

- 1 起業者の名称  
茨城県
- 2 事業の種類  
一般国道294号改築工事(茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目地内)
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在, 地番, 地目及び地積等  
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名, 住所及び権利の種類  
別表のとおり

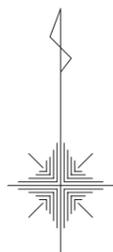
## 別 表

## 1 収用裁決手続の開始を決定する土地の所在, 地番, 地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名等

| 土地の所在                     | 地番     | 地目  |     | 地積 (㎡) |         | 収用裁決手続<br>の開始を決定<br>する土地の面<br>積 (㎡) | 収用裁決手続<br>の開始を決定<br>する土地の範<br>囲                                                                                                 | 土地所有者の氏名及び住所                     |                              |                                                                                                        | 関係人の氏名及び住所並びに権利の種類                                                           |                                                                                                        |                        |
|---------------------------|--------|-----|-----|--------|---------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|                           |        | 公簿  | 現況  | 公簿     | 実測      |                                     |                                                                                                                                 | 氏 名                              | 持 分                          | 住 所                                                                                                    | 氏 名                                                                          | 住 所                                                                                                    | 権利の種類                  |
|                           |        |     |     |        |         |                                     |                                                                                                                                 |                                  |                              |                                                                                                        |                                                                              |                                                                                                        |                        |
| 茨城県守谷市<br>百合ヶ丘三丁<br>目字上裏  | 268番1  | 宅地  | 宅地  | 215.66 | 228.16  | 163.13                              | 別添実測平面<br>図1中S.79,<br>S.80, S.81,<br>4742, A.1,<br>L405, 4784及<br>びS.79の各点<br>を順次直線で<br>結んだ線で囲<br>まれる部分                         | 吉田 肇子<br>吉田 清貴<br>吉田 浩昭<br>吉田 重満 | 6分の3<br>6分の1<br>6分の1<br>6分の1 | 東京都杉並区上高井戸2丁目18番9号<br>東京都世田谷区北烏山1丁目61番6号<br>東京都杉並区久我山5丁目6番16号 サンメー<br>ト久我山402<br>茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目2592番地の1 | 不明。ただし,<br>吉田工事株式会社<br>又は<br>吉田工事株式会社<br>と<br>大解寺                            | 東京都杉並区久我山五丁目6番16号<br>東京都杉並区久我山五丁目6番16号<br>茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目268番地の1                                         | 存否不明<br>あるとすれば<br>使用借権 |
| 茨城県守谷市<br>百合ヶ丘三丁<br>目字上裏  | 268番4  | 雑種地 | 宅地  | 45     | 46.23   | 17.16                               | 別添実測平面<br>図2中S.78,<br>S.79, 4784,<br>A.1-1及び<br>S.78の各点を<br>順次直線で結<br>んだ線で囲ま<br>れる部分                                            | 吉田 肇子<br>吉田 清貴<br>吉田 浩昭<br>吉田 重満 | 6分の3<br>6分の1<br>6分の1<br>6分の1 | 東京都杉並区上高井戸2丁目18番9号<br>東京都世田谷区北烏山1丁目61番6号<br>東京都杉並区久我山5丁目6番16号 サンメー<br>ト久我山402<br>茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目2592番地の1 | 不明。ただし,<br>吉田工事株式会社<br>又は<br>吉田工事株式会社<br>と<br>大解寺                            | 東京都杉並区久我山五丁目6番16号<br>東京都杉並区久我山五丁目6番16号<br>茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目268番地の1                                         | 存否不明<br>あるとすれば<br>使用借権 |
| 茨城県守谷市<br>百合ヶ丘三丁<br>目字土塔前 | 2592番1 | 境内地 | 境内地 | 3,694  | 3694.02 | 489.62                              | 別添実測平面<br>図3中4786,<br>S.82, S.83,<br>A.2, L.409,<br>L408, L407,<br>L.406, L.406<br>-3及び4786<br>の各点を順次<br>直線で結んだ<br>線で囲まれる<br>部分 | 大解寺                              |                              | 茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目268番地の1                                                                                   | 不明。ただし,<br>(亡)吉田一乗の<br>法定相続人<br>吉田 肇子<br>吉田 清貴<br>吉田 浩昭<br><br>吉田 重満<br>又はなし | 東京都杉並区上高井戸2丁目18番9号<br>東京都世田谷区北烏山1丁目61番6号<br>東京都杉並区久我山5丁目6番16号 サン<br>メート久我山402<br>茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目2592番地の1 | 存否不明<br>あるとすれば<br>使用借権 |

## 2 使用裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名等

| 土地の所在                     | 地番     | 地目  |     | 地積 (㎡) |         | 使用裁決手続<br>の開始を決定<br>する土地の面<br>積 (㎡) | 使用裁決手続<br>の開始を決定<br>する土地の範<br>囲                                                                                                                                                           | 土地所有者の氏名及び住所 |                      | 関係人の氏名及び住所並びに権利の種類                                                           |                                                                                                        |                        |
|---------------------------|--------|-----|-----|--------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|                           |        | 公簿  | 現況  | 公簿     | 実測      |                                     |                                                                                                                                                                                           | 氏 名          | 住 所                  | 氏 名                                                                          | 住 所                                                                                                    | 権利の種類                  |
| 茨城県守谷市<br>百合ヶ丘三丁<br>目字土塔前 | 2592番1 | 境内地 | 境内地 | 3,694  | 3694.02 | 69.21                               | 別添実測平面<br>図3中L.406<br>-3, L.406<br>-2, 406L -<br>1, L.407 -<br>1, 408L -<br>1, L.409 -<br>1, A.2 - 1,<br>A.2, L.409,<br>L408, L407,<br>L.406及び<br>L.406-3の各<br>点を順次直線<br>で結んだ線で<br>囲まれる部分 | 大解寺          | 茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目268番地の1 | 不明。ただし、<br>(亡)吉田一乗の<br>法定相続人<br>吉田 肇子<br>吉田 清貴<br>吉田 浩昭<br><br>吉田 重満<br>又はなし | 東京都杉並区上高井戸2丁目18番9号<br>東京都世田谷区北烏山1丁目61番6号<br>東京都杉並区久我山5丁目6番16号 サン<br>メート久我山402<br>茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目2592番地の1 | 存否不明<br>あるとすれば<br>使用借権 |

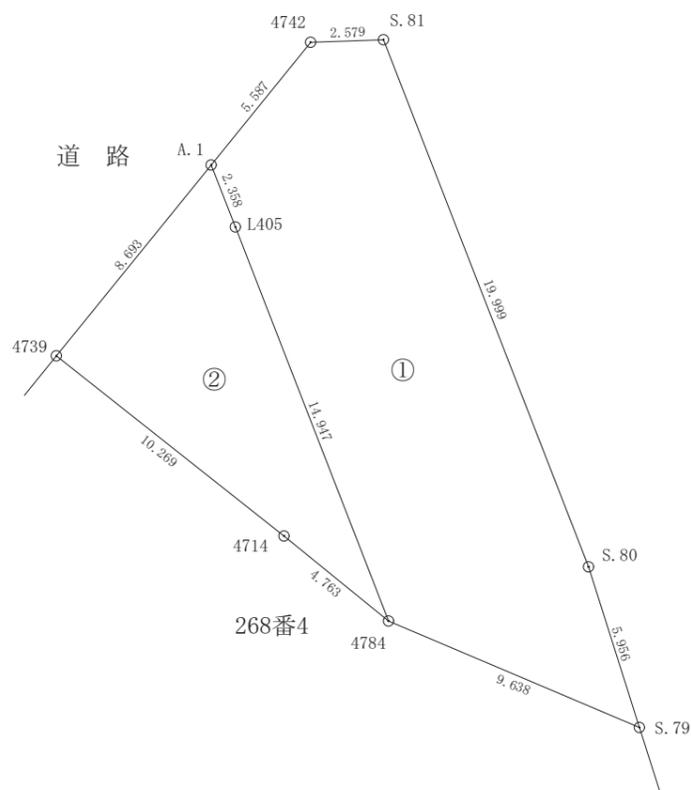


縮尺1:250

# 実測平面図 1

所在：茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目字上裏

地番：268番1



## ①収用しようとする土地の面積

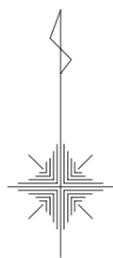
| 地番   | 268番1     |           |                 |                |
|------|-----------|-----------|-----------------|----------------|
| 測点   | Xn        | Yn        | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離             |
| S.79 | -5832.763 | 14283.259 | 27352.440985    | 5.956          |
| S.80 | -5827.086 | 14281.456 | 347267.884096   | 19.999         |
| S.81 | -5808.447 | 14274.205 | 264829.325365   | 2.579          |
| 4742 | -5808.533 | 14271.627 | -63166.221102   | 5.587          |
| A.1  | -5812.873 | 14268.108 | -93284.890104   | 2.358          |
| L405 | -5815.071 | 14268.964 | -230129.851392  | 14.947         |
| 4784 | -5829.001 | 14274.385 | -252542.419420  | 9.638          |
|      |           | 倍面積       | 326.268428      |                |
|      |           | 面積        | 163.134214      |                |
|      |           | 地積        | 163.13          | m <sup>2</sup> |

## ②残地

| 地番   | 268番1     |           |                 |                |
|------|-----------|-----------|-----------------|----------------|
| 測点   | Xn        | Yn        | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離             |
| 4784 | -5829.001 | 14274.385 | 155976.204895   | 14.947         |
| L405 | -5815.071 | 14268.964 | 230129.851392   | 2.358          |
| A.1  | -5812.873 | 14268.108 | -64991.231940   | 8.693          |
| 4739 | -5819.626 | 14262.633 | -187197.058125  | 10.269         |
| 4714 | -5825.998 | 14270.687 | -133787.690625  | 4.763          |
|      |           | 倍面積       | 130.075597      |                |
|      |           | 面積        | 65.037798       |                |
|      |           | 地積        | 65.03           | m <sup>2</sup> |

## 実測地積

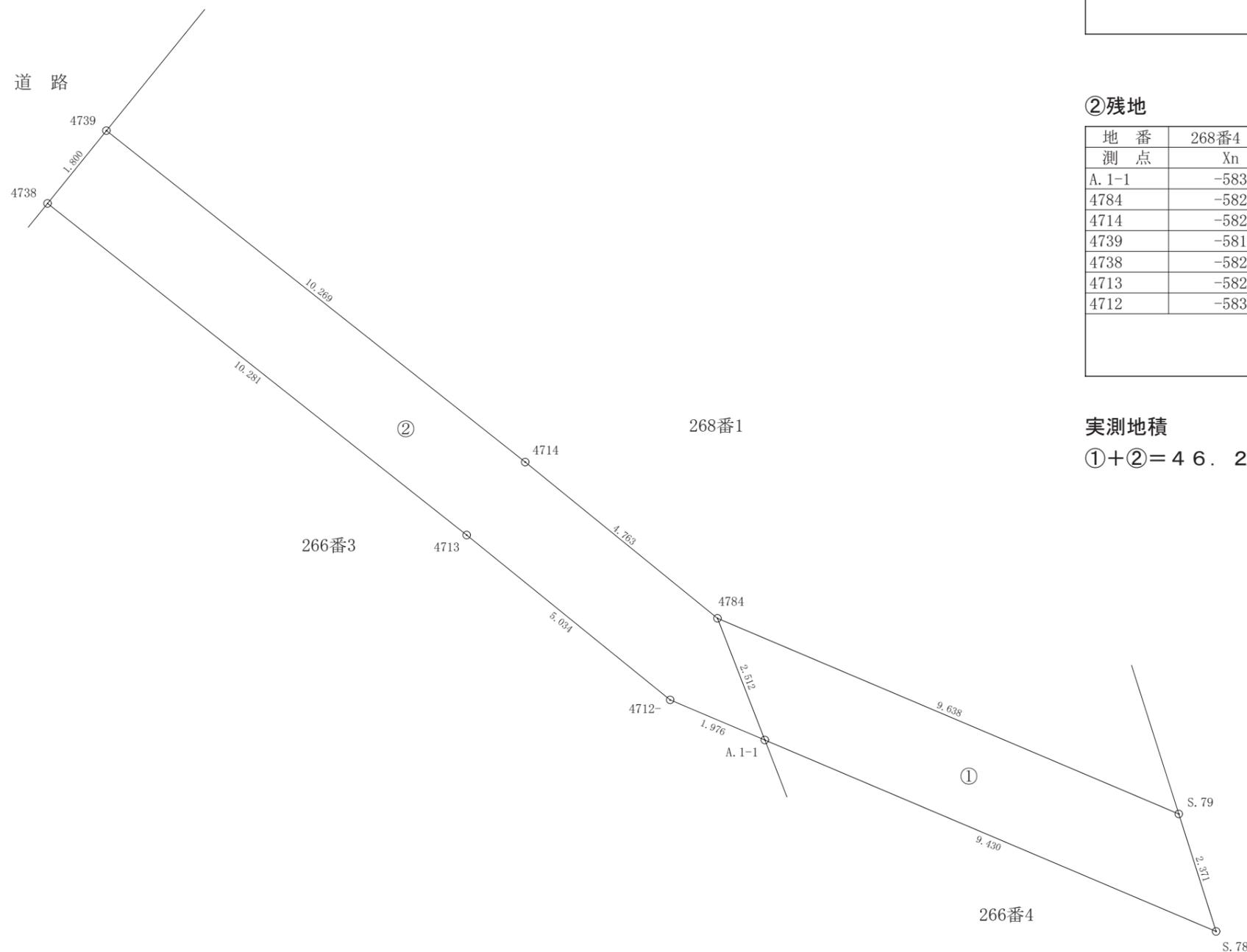
①+②=228.16m<sup>2</sup>



縮尺1:100

# 実測平面図 2

所在：茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目字上裏  
地番：268番4



## ①収用しようとする土地の面積

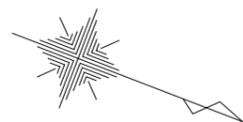
| 地番    | 268番4     |           |                 |                      |
|-------|-----------|-----------|-----------------|----------------------|
| 測点    | Xn        | Yn        | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離                   |
| S.78  | -5835.023 | 14283.978 | -20297.532738   | 2.371                |
| S.79  | -5832.763 | 14283.259 | 86013.785698    | 9.638                |
| 4784  | -5829.001 | 14274.385 | 20283.901085    | 2.512                |
| A.1-1 | -5831.342 | 14275.296 | -85965.832512   | 9.430                |
|       |           |           | 倍面積             | 34.321533            |
|       |           |           | 面積              | 17.160766            |
|       |           |           | 地積              | 17.16 m <sup>2</sup> |

## ②残地

| 地番    | 268番4     |           |                 |                      |
|-------|-----------|-----------|-----------------|----------------------|
| 測点    | Xn        | Yn        | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離                   |
| A.1-1 | -5831.342 | 14275.296 | 22397.939424    | 2.512                |
| 4784  | -5829.001 | 14274.385 | 76282.313440    | 4.763                |
| 4714  | -5825.998 | 14270.687 | 133787.690625   | 10.269               |
| 4739  | -5819.626 | 14262.633 | 70942.336542    | 1.800                |
| 4738  | -5821.024 | 14261.499 | -110911.677723  | 10.281               |
| 4713  | -5827.403 | 14269.562 | -136217.238852  | 5.034                |
| 4712  | -5830.570 | 14273.476 | -56223.221964   | 1.976                |
|       |           |           | 倍面積             | 58.141492            |
|       |           |           | 面積              | 29.070746            |
|       |           |           | 地積              | 29.07 m <sup>2</sup> |

## 実測地積

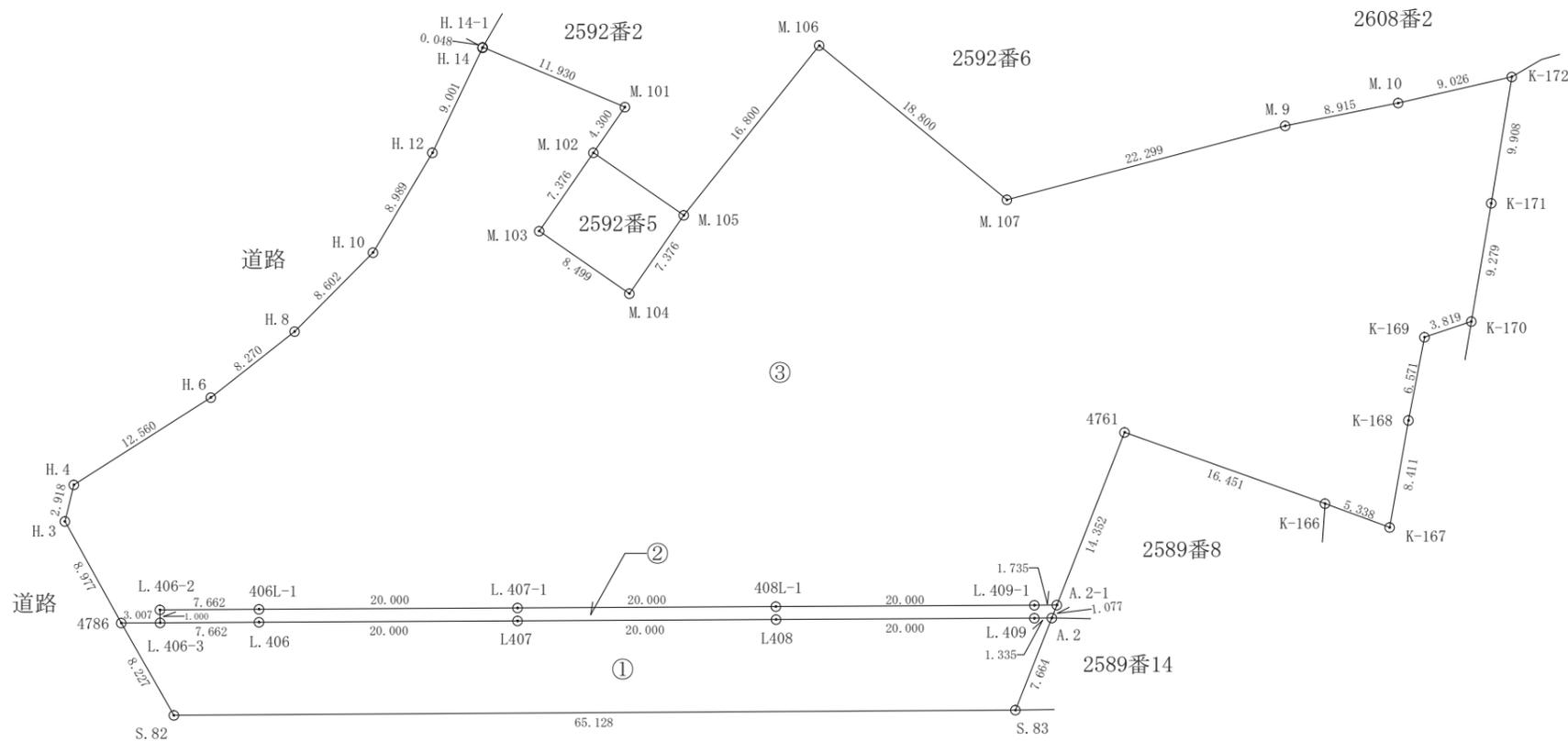
①+②=46.23m<sup>2</sup>



縮尺1:500

# 実測平面図 3

所在：茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目字土塔前  
地番：2592番1



実測地積

①+②+③=3694.02m<sup>2</sup>

## ①収用しようとする土地の面積

| 地番      | 2592番1    |           |                 |                       |
|---------|-----------|-----------|-----------------|-----------------------|
| 測点      | Xn        | Yn        | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離                    |
| 4786    | -5806.385 | 14265.582 | 50785.471920    | 8.227                 |
| S.82    | -5800.023 | 14270.799 | 956414.678181   | 65.128                |
| S.83    | -5739.366 | 14247.084 | 865139.928816   | 7.664                 |
| A.2     | -5739.299 | 14239.420 | -16759.797340   | 1.335                 |
| L.409   | -5740.543 | 14239.906 | -283046.611562  | 20.000                |
| L408    | -5759.176 | 14247.175 | -530935.223550  | 20.000                |
| L407    | -5777.809 | 14254.443 | -531220.327281  | 20.000                |
| L.406   | -5796.443 | 14261.710 | -367581.313540  | 7.662                 |
| L.406-3 | -5803.583 | 14264.490 | -141817.559580  | 3.007                 |
|         |           |           | 倍面積             | 979.246064            |
|         |           |           | 面積              | 489.623032            |
|         |           |           | 地積              | 489.62 m <sup>2</sup> |

## ②使用しようとする土地の面積

| 地番      | 2592番1    |           |                 |                      |
|---------|-----------|-----------|-----------------|----------------------|
| 測点      | Xn        | Yn        | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離                   |
| L.406-3 | -5803.583 | 14264.490 | -107026.468470  | 1.000                |
| L.406-2 | -5803.946 | 14263.558 | 96664.132566    | 7.662                |
| 406L-1  | -5796.806 | 14260.778 | 367557.292172   | 20.000               |
| L.407-1 | -5778.172 | 14253.511 | 531185.594437   | 20.000               |
| 408L-1  | -5759.539 | 14246.243 | 530900.491638   | 20.000               |
| L.409-1 | -5740.906 | 14238.974 | 288339.223500   | 1.735                |
| A.2-1   | -5739.289 | 14238.343 | 22881.017201    | 1.077                |
| A.2     | -5739.299 | 14239.420 | -17856.232680   | 1.335                |
| L.409   | -5740.543 | 14239.906 | -283046.611562  | 20.000               |
| L408    | -5759.176 | 14247.175 | -530935.223550  | 20.000               |
| L407    | -5777.809 | 14254.443 | -531220.327281  | 20.000               |
| L.406   | -5796.443 | 14261.710 | -367581.313540  | 7.662                |
|         |           |           | 倍面積             | -138.425569          |
|         |           |           | 面積              | 69.212784            |
|         |           |           | 地積              | 69.21 m <sup>2</sup> |

## ③残地

| 地番      | 2592番1    |           |                 |                        |
|---------|-----------|-----------|-----------------|------------------------|
| 測点      | Xn        | Yn        | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離                     |
| A.2-1   | -5739.289 | 14238.343 | -24817.431849   | 1.735                  |
| L.409-1 | -5740.906 | 14238.974 | -288339.223500  | 20.000                 |
| 408L-1  | -5759.539 | 14246.243 | -530900.491638  | 20.000                 |
| L.407-1 | -5778.172 | 14253.511 | -531185.594437  | 20.000                 |
| 406L-1  | -5796.806 | 14260.778 | -367557.292172  | 7.662                  |
| L.406-2 | -5803.946 | 14263.558 | -96664.132566   | 1.000                  |
| L.406-3 | -5803.583 | 14264.490 | -34791.091110   | 3.007                  |
| 4786    | -5806.385 | 14265.582 | -138033.771432  | 8.977                  |
| H.3     | -5813.259 | 14259.807 | -103412.120364  | 2.918                  |
| H.4     | -5813.637 | 14256.913 | 101252.596126   | 12.560                 |
| H.6     | -5806.157 | 14246.823 | 166687.829100   | 8.270                  |
| H.8     | -5801.937 | 14239.710 | 109503.369900   | 8.602                  |
| H.10    | -5798.467 | 14231.838 | 71102.262648    | 8.989                  |
| H.12    | -5796.941 | 14222.979 | 31688.797212    | 9.001                  |
| H.14    | -5796.239 | 14214.005 | 10091.943550    | 0.048                  |
| H.14-1  | -5796.231 | 14213.957 | 169615.148881   | 11.930                 |
| M.101   | -5784.306 | 14214.333 | 155064.158697   | 4.300                  |
| M.102   | -5785.322 | 14218.512 | -39186.219072   | 7.376                  |
| M.103   | -5787.062 | 14225.680 | 92737.207920    | 8.499                  |
| M.104   | -5778.803 | 14227.687 | 142276.870000   | 7.376                  |
| M.105   | -5777.062 | 14220.519 | 97069.262694    | 16.800                 |
| M.106   | -5771.977 | 14204.506 | 325609.891038   | 18.800                 |
| M.107   | -5754.139 | 14210.443 | 510311.218573   | 22.299                 |
| M.9     | -5736.066 | 14197.380 | 363339.348960   | 8.915                  |
| M.10    | -5728.547 | 14192.590 | 213044.968490   | 9.026                  |
| K-172   | -5721.055 | 14187.556 | 134852.719780   | 9.908                  |
| K-171   | -5719.042 | 14197.258 | 54758.824106    | 9.279                  |
| K-170   | -5717.198 | 14206.352 | -15683.812608   | 3.819                  |
| K-169   | -5720.146 | 14208.780 | -25561.595220   | 6.571                  |
| K-168   | -5718.997 | 14215.250 | 39333.596750    | 8.411                  |
| K-167   | -5717.379 | 14223.504 | -52911.434880   | 5.338                  |
| K-166   | -5722.717 | 14223.568 | -309846.205312  | 16.451                 |
| 4761    | -5739.163 | 14223.991 | -235719.978852  | 14.352                 |
|         |           |           | 倍面積             | -6270.380587           |
|         |           |           | 面積              | 3135.190293            |
|         |           |           | 地積              | 3135.19 m <sup>2</sup> |

## 公 告

### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年4月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年2月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 チーム・ユーチェリス

3 代表者の氏名

松 澤 論

4 主たる事務所の所在地

茨城県古河市小堤2114番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、社会参加をめざす視覚障害者に対して、盲導犬の育成を支援するために必要な事業を行うとともに、全ての障害者に対しても適切な支援事業を行うことによって、福祉の向上と、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### ●こども福祉医療センター新施設の事業者の公募について

茨城県立こども福祉医療センター新施設の整備運営を行う事業者を、次により公募する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 公募施設及び規模

| 施設種別等                                    | 規模等                              |
|------------------------------------------|----------------------------------|
| 肢体不自由児施設<br>(児童福祉法第43条の3)                | ・入所定員35名以上<br>(うち母子入所を5名以上確保する。) |
| 重症心身障害児施設<br>(児童福祉法第43条の4)               | ・入所定員60名以上                       |
| 在宅支援サービス<br>(障害者自立支援法第5条8項、地域生活支援事業実施要綱) | ・短期入所事業10名以上<br>・日中一時支援事業10名以上   |

2 建設予定地

(1) 所 在 地 水戸市元吉田町字一里塚東1872番地 (旧水戸産業技術専門学院跡地)

(2) 面 積 16,855.00㎡

(3) 主な法規制 市街化調整区域 建ぺい率60% 容積率200%

3 土地の売却

建設予定地は県から売却します。売却価格の最低限度額（予定価格）は次のとおりです。

（予定価格） 230,000,000円

#### 4 応募者の資格

茨城県内に所在し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として入所施設を平成22年4月1日現在で3年以上設置運営している社会福祉法人であり、次のいずれにも該当しない者とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 県税を滞納している者
- ③ 民事再生法等による手続きを行っている者
- ④ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

#### 5 施設機能・運営の条件

- (1) 新施設は、県が施設の整備・運営の両面にわたり関与・支援を行うことを前提としていることから、事業予定者は、施設の設計、運営方法等について県と十分な協議を行い、県の承認を得ること。
- (2) 現施設の後継施設として現行機能を堅持することに加え、重症心身障害児施設の併設や新たな機能を付加し、サービスの充実を図ること。
- (3) 堅実、透明で模範的な施設運営に心がけ、利用者・保護者・地域住民等からの信頼や期待に応えるよう努めること。
- (4) その他、公募要項に定める事項。

#### 6 県の支援等

新施設の整備運営に当たり、県は次の支援等を行います。ただし、茨城県議会の議決を要するものは、当該議決を前提とします。

- ①新施設整備の初期投資に対する一部補助
- ②県の委託事業
- ③県職員の派遣

#### 7 事業予定者の選定

応募者から提出された書類及びプレゼンテーション等により、事業者選定委員会において審査を行い選定します。

#### 8 公募要項の配布期間及び配布場所

| 配 布 期 間                                                                        | 配 布 場 所                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 平成23年2月24日（木）から<br>3月23日（水）まで<br>平日9：30から16：00まで<br>土、日曜日、祝日は除く。<br>郵送はいたしません。 | 茨城県水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁 13階<br>保健福祉部障害福祉課<br>企画担当<br>電話029-301-3357 |

※県のホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/shofuku.htm>）からもダウンロードすることができます。

## 9 申込書の提出場所等

| 提 出 期 間                                                         | 提 出 場 所                                                            |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 平成23年3月7日(月)から<br>3月23日(水)まで<br>平日9:30から16:00まで<br>土、日曜日、祝日は除く。 | 茨城県水戸市笠原町978番6<br>茨城県庁 13階<br>保健福祉部障害福祉課<br>企画担当<br>電話029-301-3357 |

## 10 申込みに必要な書類

公募要項に定める様式及び書類とします。

## ●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画高度利用地区の変更に伴い、土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

高度利用地区

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## ●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画第一種市街地再開発事業の変更に伴い、土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

第一種市街地再開発事業（土浦駅前北地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## ●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画市街地再開発促進区域の変更に伴い、土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
市街地再開発促進区域（荒川沖駅西口第1地区の廃止）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

取手都市計画高度地区の変更に伴い、守谷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
高度地区
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

取手都市計画道路の変更に伴い、守谷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
道路（3・5・54 松並沼崎線）  
道路（7・3・7 松並木線）  
道路（7・4・8 松並南北線）  
道路（7・4・9 松並東西1号線）  
道路（7・4・10 松並東西2号線）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

取手都市計画下水道の変更に伴い、守谷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
下水道（守谷市公共下水道）

- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

#### ●都市計画の図書の縦覧

取手都市計画土地地区画整理事業の決定に伴い、守谷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
土地地区画整理事業（守谷市松並土地地区画整理事業）

- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

#### ●指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 監督命令をした年月日  
平成23年2月10日
- 2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名  
財団法人 茨城県建築センター 代表理事 春田 茂桂

- 3 監督命令の内容  
財団法人 茨城県建築センターが、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内徹底するため、平成22年12月1日付け茨セ32号で報告のあった業務改善策について実施し、改善策が確実に実行されていることを確認するため、この命令のあった日の翌月から一年間、毎月、実施状況調査を行い、当職に報告すること。

- 4 監督命令の原因となった事実  
指定確認検査機関である財団法人 茨城県建築センターの確認検査員が建築物の建築確認申請書の審査を行った際、建築基準法第53条第1項第1号の規定に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。その結果、特定行政庁から法第6条の2第11項の規定による「適合しないと認める旨の通知」を受け、確認済証の効力が失効した。

#### ●平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する茨城県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 二級建築士試験の試験日及び時間

##### (1) 「学科の試験」

平成23年7月3日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び 学科Ⅱ(建築法規) 10:00～13:00(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び 学科Ⅳ(建築施工) 14:10～17:10(3時間)

##### (2) 「設計製図の試験」

平成23年9月11日(日) 11:30～16:00(4時間30分)

#### 2 木造建築士試験の試験日及び時間

##### (1) 「学科の試験」

平成23年7月24日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び 学科Ⅱ(建築法規) 10:00～13:00(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び 学科Ⅳ(建築施工) 14:10～17:10(3時間)

##### (2) 「設計製図の試験」

平成23年10月9日(日) 11:30～16:00(4時間30分)

#### 3 二級建築士試験の試験場

##### (1) 「学科の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

##### (2) 「設計製図の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

#### 4 木造建築士試験の試験場

##### (1) 「学科の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

##### (2) 「設計製図の試験」

水戸短期大学附属高等学校

水戸市千波町464

#### 5 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続

##### (1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

##### 1) 受験申込受付期間及び時間

(イ) 期間 平成23年4月1日(金)から平成23年4月7日(木)まで

(ロ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

## 2) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.jp/>) において、必要な事項を入力し申込みこと。

## (2) 受付場所における受験申込

## 1) 受験申込受付期間及び時間

(イ) 期間 平成23年4月11日(月)から平成23年4月15日(金)まで

(ロ) 時間 午前10時から午後4時まで

## 2) 受付場所

県民文化センター分館

水戸市千波町東久保697

## 3) 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成21年又は平成22年の試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

## 4) 受験申込方法

受験申込は、5の(2)の2)の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書(直接持参できない旨を証明したもの。)又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付終了日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

なお、送付先は、財団法人建築技術教育普及センターの委託先である水戸市笠原町978番30 社団法人茨城県建築士会とする。

## 6 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の発表及び合否の通知

平成23年12月1日(木)(予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

また、合格者一覧表を財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人茨城県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載する。

なお、「学科の試験」合格者の発表については、

二級建築士試験は、平成23年8月23日(火)(予定)

木造建築士試験は、平成23年9月6日(火)(予定)である。

## 7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事が決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

## 8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成23年6月8日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人茨城県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

## ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字下土師字東山2323番2, 同番4

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字雨ヶ谷569番地2

高 野 幸 司

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字石神外宿字東上宿1466番1

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字舟石川294番地1 (プチハイムA棟)

高 田 朋 亮, 高 田 弘 美

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字豊岡字雑兵1681番2, 1682番2, 1687番6

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松1411番地 (原電滝坂社宅G-14)

佐 藤 和 也, 佐 藤 優 子

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字土屋字池の台1976番121

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡美浦村大字美駒2500番地2 A-22棟302号

角 所 秀 視

## ●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成23年1月20日以降無効とする。

平成23年2月24日

常陸太田県税事務所長 我 妻 孝 男

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び名称
漁 船	500リットル	I 300735	1 枚	平成22年12月6日 ～ 平成23年11月30日	日立市相田町2-4-16 (株)川井石油

(教 育 長)

## ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成23年2月24日

茨城県教育委員会教育長 鈴木 欣 一

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達する特定役務の名称

- ア 茨城県立水戸養護学校スクールバス（県有バス）運行業務
- イ 茨城県立友部養護学校スクールバス運行業務
- ウ 茨城県立美浦養護学校スクールバス運行業務
- エ 茨城県立伊奈養護学校スクールバス運行業務
- オ 茨城県立結城養護学校スクールバス運行業務

## (2) 調達する特定役務の仕様等

入札説明書による。

## (3) 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (4) 履行場所

- ア 上記1(1)アに掲げる業務 茨城県立水戸養護学校通学区域内
- イ 上記1(1)イに掲げる業務 茨城県立友部養護学校通学区域内
- ウ 上記1(1)ウに掲げる業務 茨城県立美浦養護学校通学区域内
- エ 上記1(1)エに掲げる業務 茨城県立伊奈養護学校通学区域内
- オ 上記1(1)オに掲げる業務 茨城県立結城養護学校通学区域内

## (5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類21（運送）に登録があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。

郵便番号 310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029-301-4875

- (4) 本業務の受託に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項による許可を有し、5に定める競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において、大型車及び中型車の使用が可能な許可を取得済みであること。
- (5) 本業務の実施に必要な専任の人員及び車両の確保ができる者で、5に定める競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において、本業務の実施に必要な有資格運転者と同数以上の有資格運転者を雇用している者であること。ただし、車両の確保については、上記1(1)イからオに掲げる業務に限る。
- (6) 車両の確保時期については、平成23年9月1日までに行える者とする。ただし、上記1(1)イ及びエに掲げる業務については、平成23年4月1日から平成23年7月31日の間についても、入札説明書に定める児童生徒が乗車できる車両を確保できる者であること。
- (7) 旅客自動車運送事業に係る営業年数が5年以上であること。
- (8) 本業務に使用する車両の故障その他の理由により運行に支障を来すと認められたときは、速やかに代替車両を配車するなどの適切な措置を講じて、運行を継続することが可能であること。
- (9) 本業務により送迎する児童生徒に障害があることに配慮し、その特性を十分理解した上で、本業務を実施できる者であること。

### 3 入札説明書の交付期間及び交付場所等

#### (1) 入札説明書の交付期間

平成23年2月25日（金）から平成23年3月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ただし、平成23年3月4日（金）については、午前9時から正午までとする。

#### (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁特別支援教育課 管理・免許担当

電話 029-301-5272

### 4 入札説明会等

#### (1) 入札説明会の開催日時

上記1(1)アからオに掲げる業務 平成23年3月4日（金）午後1時30分

#### (2) 入札説明会の開催場所

上記1(1)アからオに掲げる業務

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県労働委員会会議室（県庁舎行政棟23階）

#### (3) 現地説明会の開催日時

ア 上記1(1)アに掲げる業務 平成23年3月10日（木）午後2時

イ 上記1(1)イに掲げる業務 平成23年3月9日（水）午後2時

ウ 上記1(1)ウに掲げる業務 平成23年3月11日（金）午後2時

エ 上記1(1)エに掲げる業務 平成23年3月7日（月）午後2時

オ 上記1(1)オに掲げる業務 平成23年3月8日（火）午後2時

#### (4) 現地説明会の開催場所

- ア 上記 1(1)アに掲げる業務 茨城県水戸市吉沢町3979 茨城県立水戸養護学校
- イ 上記 1(1)イに掲げる業務 茨城県笠間市鯉淵6558-1 茨城県立友部養護学校
- ウ 上記 1(1)ウに掲げる業務 茨城県稲敷郡美浦村土屋笹山3127 茨城県立美浦養護学校
- エ 上記 1(1)エに掲げる業務 茨城県つくばみらい市青古新田300 茨城県立伊奈養護学校
- オ 上記 1(1)オに掲げる業務 茨城県結城市鹿窪向原1357-10 茨城県立結城養護学校

(5) 本公告の競争入札に参加を希望する者は、入札説明書を持参して、必ず入札説明会及び現地説明会に出席すること。(代理人、使用人等も可)

#### 5 入札参加者に求められる事項

この競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に示す書類を添付して、上記 3(2)に示す場所に平成23年3月14日(月)午後5時までに提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札書及び積算内訳書の提出期限

- ア 上記 1(1)アに掲げる業務 平成23年3月18日(金)午後1時30分  
(郵送による入札の場合は、平成22年3月17日(木)午後3時必着)
- イ 上記 1(1)イに掲げる業務 平成22年3月18日(金)午後2時  
(郵送による入札の場合は、平成22年3月17日(木)午後3時必着)
- ウ 上記 1(1)ウに掲げる業務 平成22年3月18日(金)午後2時30分  
(郵送による入札の場合は、平成22年3月17日(木)午後3時必着)
- エ 上記 1(1)エに掲げる業務 平成22年3月18日(金)午後3時  
(郵送による入札の場合は、平成22年3月17日(木)午後3時必着)
- オ 上記 1(1)オに掲げる業務 平成22年3月18日(金)午後3時30分  
(郵送による入札の場合は、平成22年3月17日(木)午後3時必着)

##### (2) 入札書及び積算内訳書の提出場所

6(6)に示す場所(郵送による入札の場合は、3(2)に示す場所)

##### (3) 入札書及び積算内訳書の提出方法

書面により、直接又は郵送(書留郵便に限る。)で行うものとし、テレックス、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

##### (4) 積算内訳書の提出

入札参加者は、初度入札に際し、入札書と併せて入札書に記載される金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。郵送により入札書を提出する者は、入札書と併せて入札書に記載される金額に対応した積算内訳書を送付しなければならない。

##### (5) 開札の日時

- ア 上記 1(1)アに掲げる業務 平成23年3月18日(金)午後1時30分
- イ 上記 1(1)イに掲げる業務 平成23年3月18日(金)午後2時
- ウ 上記 1(1)ウに掲げる業務 平成23年3月18日(金)午後2時30分
- エ 上記 1(1)エに掲げる業務 平成23年3月18日(金)午後3時
- オ 上記 1(1)オに掲げる業務 平成23年3月18日(金)午後3時30分

##### (6) 開札の場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県教育庁会議室 (県庁舎行政棟23階)

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号) 第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

### (4) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格 (以下「予定価格」という。) の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (5) 契約書作成の要否

要

### (6) 当該調達に係る平成23年度予算案が否決された場合は、この公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

### (7) 詳細は入札説明書による。

## 8 Summary

### (1) Tender for services required :

A. Public School bus Service, Ibaraki Prefectural Mito School for Physical Disabilities

B. School bus Service, Ibaraki Prefectural Tomobe School for Intellectual Disabilities

C. School bus Service, Ibaraki Prefectural Miho School for Intellectual Disabilities

D. School bus Service, Ibaraki Prefectural Ina School for Intellectual Disabilities

E. School bus Service, Ibaraki Prefectural Yuki School for Intellectual Disabilities

### (2) Time limit for tender :

A. By mail : 3:00p.m. 17 March 2011

By hand : 1:30p.m. 18 March 2011

B. By mail : 3:00p.m. 17 March 2011

By hand : 2:00p.m. 18 March 2011

C. By mail : 3:00p.m. 17 March 2011

By hand : 2:30p.m. 18 March 2011

D. By mail : 3:00p.m. 17 March 2011

By hand : 3:00p.m. 18 March 2011

E. By mail : 3:00p.m. 17 March 2011

By hand : 3:30p.m. 18 March 2011

### (3) Tender issued by :

Special Support Education Division, Ibaraki Prefectural Office of Education  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8588, Japan  
TEL 029-301-5272

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成23年2月24日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 渡 辺 一 夫

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。  
ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

## ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

平成23年2月24日付け茨城海区漁業調整委員会指示第4号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に関する取扱要領は次のとおりとする。

## (申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

## (承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

## (承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

## (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

様式第 1 号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

(電話番号

)

全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1) 採捕の場所
- (2) 採捕の期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船舶名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

関係漁業協同組合の同意書ほか

様式第 2 号

茨調第 号	
ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
使用する船舶名	
使用する漁具 及び漁法	
採捕に従事する 者の住所及び氏名	
承認有効期間	
平成 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長 渡 辺 一 夫	

様式第 3 号

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、次のとおり指示する。

平成 23 年 2 月 24 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 渡 辺 一 夫

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

保 護 区 域		
区 域		基 点 等 の 位 置
大洗 サンビーチ	ア、イ、ウ、エ及びオを 結んだ線と最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域	ア：大洗港魚釣園防砂堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：イから 224 度（真方位）600 メートルの点 エ：オの沖側突端部に設置した標柱 オ：大貫サンビーチ突堤
鹿島港 北側平井浜	ア、イ、ウ、エ及びオを 結んだ線と最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤（平井） イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第 2 地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第 2 船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜第 2 期防砂堤の基部の点

- 2 この指示の有効期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

平成23年2月24日付け茨城海区漁業調整委員会指示第5号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

様式第 1 号

## 保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(電話

)

保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 目 的

## 2 採捕計画の概要

- (1) 採捕の場所
- (2) 採捕の期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船舶 (使用する場合に記入)
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

## 3 添付書類

関係漁業協同組合の同意書ほか

様式第 2 号

茨調第            号  保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住            所	
氏 名 又 は 名 称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船舶名	
採捕に従事する 者の住所及び氏名	
承認有効期間	
平成    年    月    日  <div style="text-align: right;">                     茨城海区漁業調整委員会                      会 長   渡 辺   一 夫                 </div>	

様式第 3 号

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

## 保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

## 記

## 1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

## 2 書換えようとする理由

---

**正 誤**

---

平成21年6月11日付け茨城県報第2086号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から16	最大 47.2	最大 51.8

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)